

平成24年4月5日 開会
平成24年4月 日 閉会

平成24年第2回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

承認第1号	平成23年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについて……………	P 1
承認第2号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	P 13
承認第3号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	P 19
議案第1号	工事請負契約の締結について……………	P 23
議案第2号	工事請負契約の締結について……………	P 25

承認第1号

平成23年度江差町一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認を求めることについて

平成23年度江差町一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月5日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

基金に係る預金利子額、ふるさと応援寄附金の額の確定が3月末であり、議会を招集する時間的余裕がないことから、予算の補正について専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成24年 3月26日

江差町長 濱 谷 一 治

平成23年度江差町一般会計補正予算（第15号）

平成23年度江差町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,184,809千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	基金積立	147				147		
総務費	企画費	ふるさと応援基金積立	483				483		
計			630				630		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		21,475	150	21,625
	1 財産運用収入	16,475	150	16,625
16 寄附金		3,801	480	4,281
	1 寄附金	3,801	480	4,281
歳入合計		5,184,179	630	5,184,809

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		868,422	630	869,052
	1 総 務 管 理 費	825,106	630	825,736
歳 出 合 計		5,184,179	630	5,184,809

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 財産収入	21,475	150	21,625
16 寄附金	3,801	480	4,281
歳入合計	5,184,179	630	5,184,809

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	868,422	630	869,052			630	
歳出合計	5,184,179	630	5,184,809	0	0	630	0

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 財産収入	21,475	150	21,625
1 財産運用収入	16,475	150	16,625
2 利子及び配当金	500	150	650
16 寄附金	3,801	480	4,281
1 寄附金	3,801	480	4,281
1 寄附金	3,801	480	4,281
歳入合計	5,184,179	630	5,184,809

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	利子及び配当金	150	基金利子
1	寄附金	480	ふるさと応援寄附金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	868,422	630	869,052			630	
1 総務管理費	825,106	630	825,736			630	
1 一般管理費	666,803	147	666,950			147	
6 企画費	45,348	483	45,831			483	
歳出合計	5,184,179	630	5,184,809	0	0	630	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	147	基金利子積立
25	積立金	483	ふるさと応援寄附金積立 ふるさと応援基金利子積立
			480 3

承認第2号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月5日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の施行に伴い、江差町税条例においても緊急に所要の改正が必要となったことから専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

江差町長 濱 谷 一 治

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年江差町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

2 附則第15条第10項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6項中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産税を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館（次号及び第 5 号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保有、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産税が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第 1 号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第 23 条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」を「震災特例法」に、「附則第 45 条第 2 項」を「附則第 45 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人町民税について適用し、平成23年度分までの個人町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第 号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 この条例による改正前の町税条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

- 5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は町税条例の一部を改正する条例(平成24年江差町条例 号)附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の町税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第12条第2項若しくは第4項
	又は13条	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

附則第 15 条第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項
---------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

承認第3号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月5日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等の施行に伴い、江差町国民健康保険税条例においても緊急に所要の改正が必要となったことから専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

江差町長 濱 谷 一 治

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年江差町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第1号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 平成23年度 江差小学校校舎耐震改修工事（教職員室棟） |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字本町170番地 |
| 3 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 208,425,000円 |
| 5 契約の相手方 | 亀田工業・前田組経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字桧袋215番地
亀田工業株式会社
代表取締役 亀田 宏 |

平成24年4月5日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第2号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-----------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 平成23年度 江差小学校校舎耐震改修工事（幼稚園棟） |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字本町170番地 |
| 3 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 97,650,000円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字伏木戸町634番地
株式会社田畑建設
代表取締役 田 畑 昌 伸 |

平成24年4月5日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。